

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を 改正する法律

経済産業省
国土交通省

1. 法律改正の目的

- (1) エネルギー供給の大部分を海外に頼る我が国のエネルギー政策は、「環境保全や効率化の要請に対応しつつ、エネルギーの安定供給を実現する」という基本目標を掲げて、その同時達成の実現を目指してきたところ。
- (2) しかしながら、我が国のエネルギー供給構造の脆弱性は依然として変わらず、原油の中東依存度は既に石油危機当時の水準を超えており、また、先の通常国会において1997年12月のCOP3（地球温暖化防止京都会議）で採択された京都議定書締結の承認がなされたところ。
- (3) このような情勢の中、我が国のエネルギー消費の増加傾向に歯止めがかからず、とりわけ、オフィスビル、大規模小売店舗、ホテル、病院等の業務部門等におけるエネルギー消費の増加傾向が著しい状況となっており、平成13年6月に取りまとめられた総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会報告においても、対策強化の必要性が指摘されたところ。
- (4) こうした状況を踏まえ、エネルギー需要の増加傾向が著しい民生業務部門等における対策の強化を図るため、大規模オフィスビル等について、そのエネルギー需要の実態を踏まえつつ、大規模工場に準ずるエネルギー管理の仕組みを導入するとともに、建築物の建築段階において適切に措置を講じることを促進する仕組みを導入する。また、国がエネルギーの使用状況等をより適切に把握しつつ対策を講じることができる仕組みの構築を図る。

2. 本法律の内容

(1) 第一種エネルギー管理指定工場の対象業種限定の撤廃

従来、相当のエネルギーを使用する製造業等5業種の工場に限定されていた第一種エネルギー管理指定工場の指定対象を、業種で限定することを止めて、全業種に対象を拡大する。この結果として、大規模オフィスビル等にも指定を拡大し、将来的な省エネ計画（中長期計画）の作成・提出、定期の報告等を義務づける。

(2) エネルギー管理者選任義務についての例外規定の創設

今回の改正により第一種エネルギー管理指定工場の指定対象に追加される大規模オフィスビル等については、そのエネルギー需要の実態を踏まえ、エネルギー管理士資格を有する専門家を事業所毎に選任する代わりに、中長期計画の作成時のみエネルギー管理士資格を有する者が参画すればよいこととする。

注) 現行法では、製造業等の工場を念頭において、第一種エネルギー管理指定工場は、国家試験等により「エネルギー管理士」の資格を取得した者の中から事業所毎にエネルギー管理者を選任することが義務づけられている。しかしながら、製造業等の工場においては、生産管理とエネルギー管理が一体不可分であるのに対し、オフィスビル等においては、エネルギー消費設備が空調・照明等に限定されているため、日常のエネルギー管理については、従来の第二種エネルギー管理指定工場（オフィスビル等も対象）と同様に所定の講習を終了した者を引き続き「エネルギー管理員」として選任すればよいこととする。ただし、高度の専門的知識を要するエネルギー設備の改善内容を含む中長期計画の作成に限っては、エネルギー管理士の参画（外部者も可）を求めることがある。

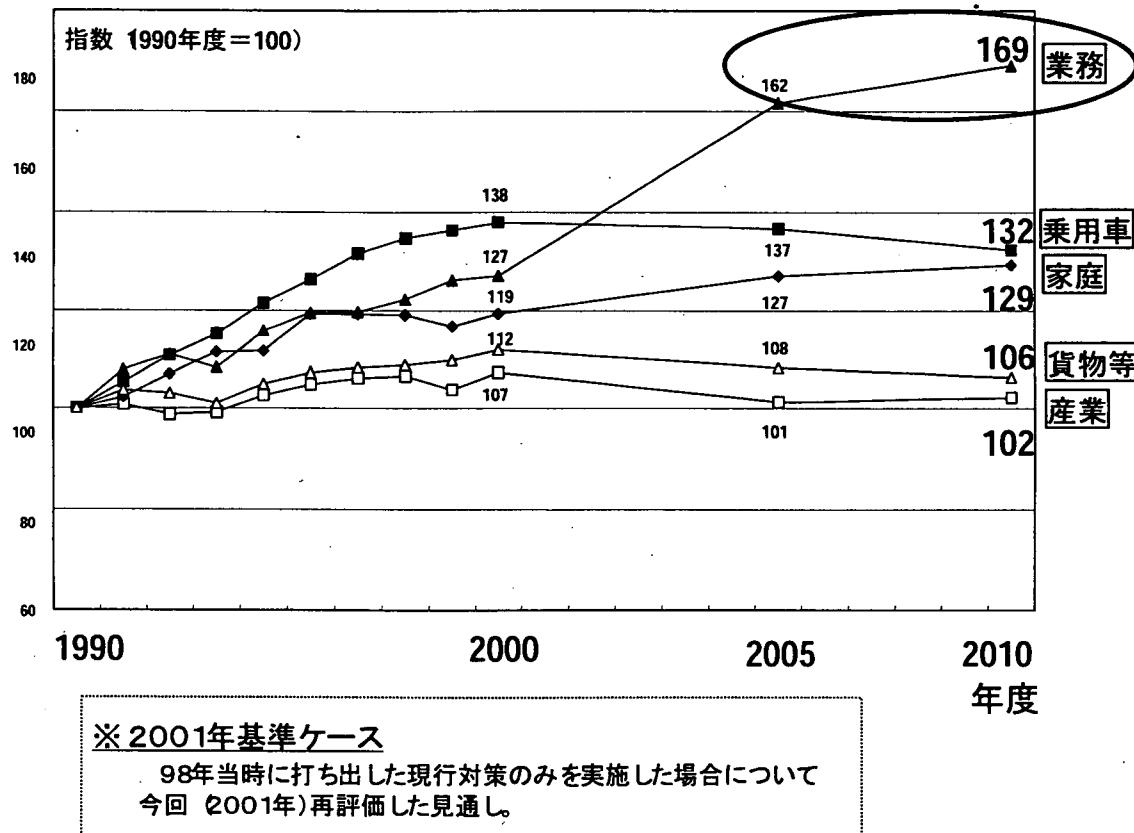
(3) 第二種エネルギー管理指定工場についての定期報告

工場・事業場におけるエネルギー使用量等の状況について国が定期的に把握し、より適切な措置を講ずることができるように仕組みを構築するため、近年の電子政府化により事業者の負担が軽減されつつある状況等も踏まえ、第二種エネルギー管理指定工場に対し、従来のエネルギー使用量等に関する記録義務に代えて、主務大臣に対しエネルギー使用量等を定期的に報告させることとする。

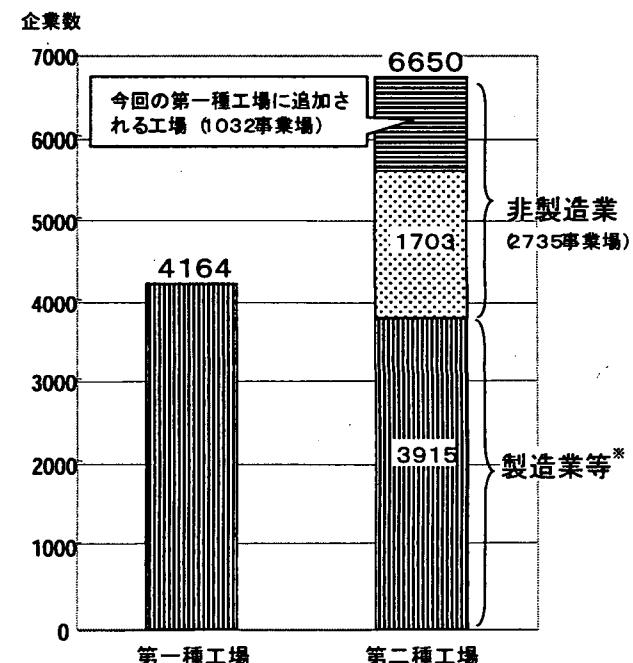
(4) 特定建築物の省エネルギー措置の届出の義務づけ等

特定建築物（2千m²以上の住宅以外の建築物）の建築主に省エネルギー措置の届出を義務づけるとともに、国土交通大臣から所管行政庁（建築基準法に基づく建築主事を置く市町村長等）に建築物に係る指導及び助言等に関する権限を委譲することとする。

グラフ1】
各部門のエネルギー消費の見通し(2001年基準ケース)

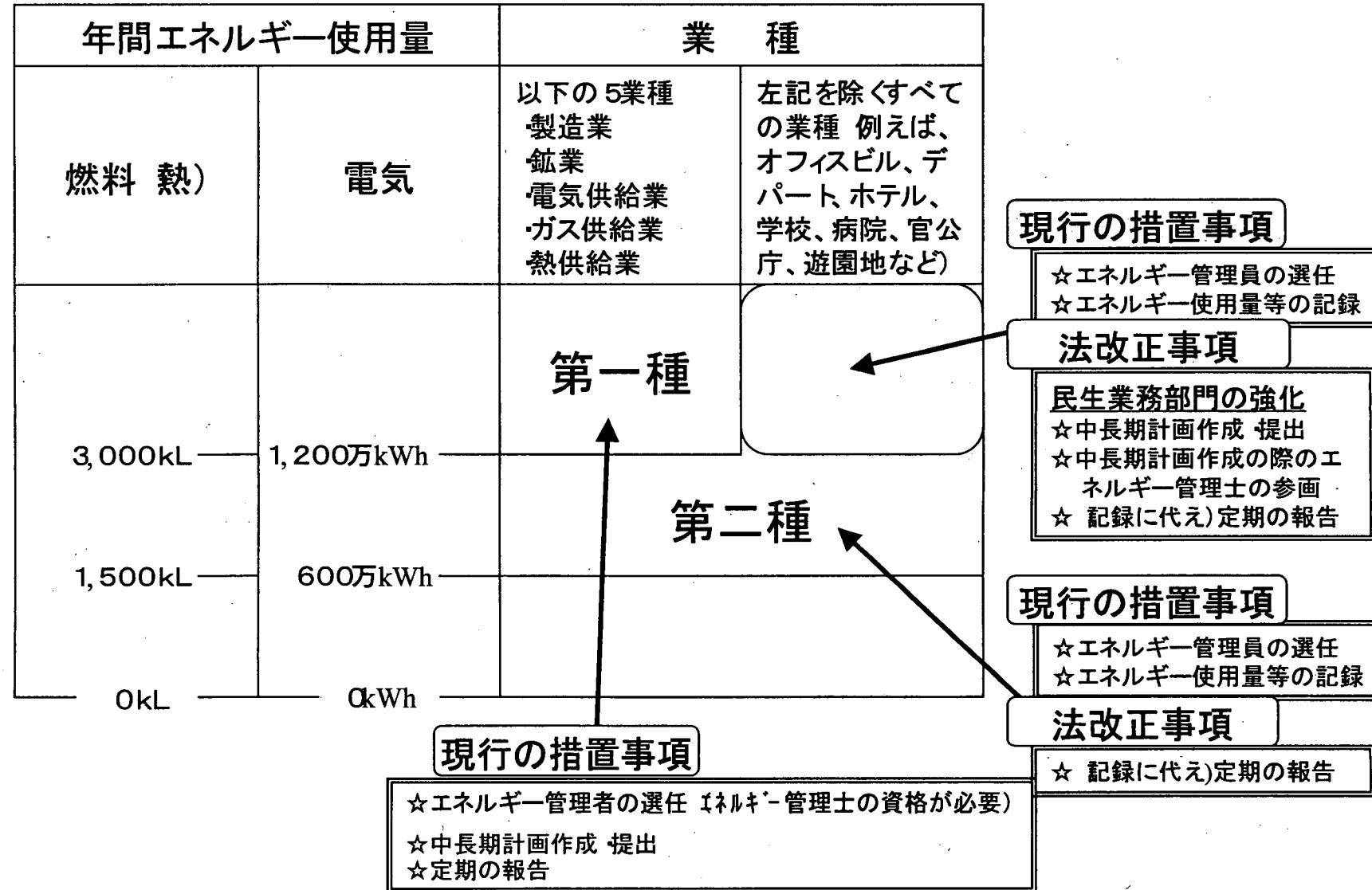


グラフ2】
省エネ法対象工場数



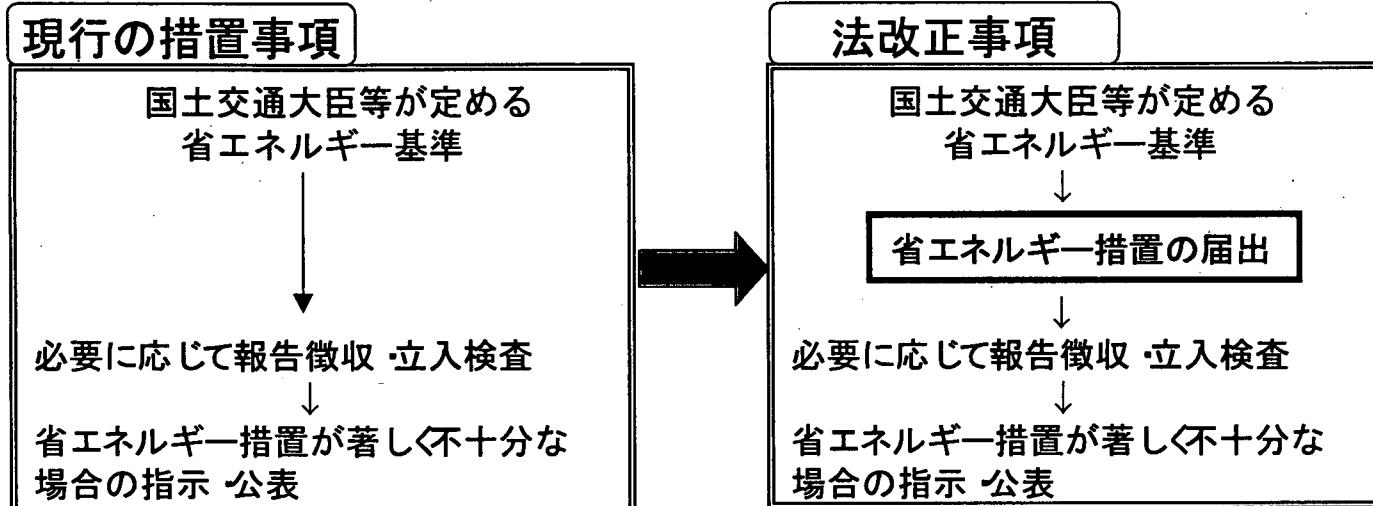
出典)総合資源エネルギー調査会答申

エネルギー管理指定工場の区分と法改正事項



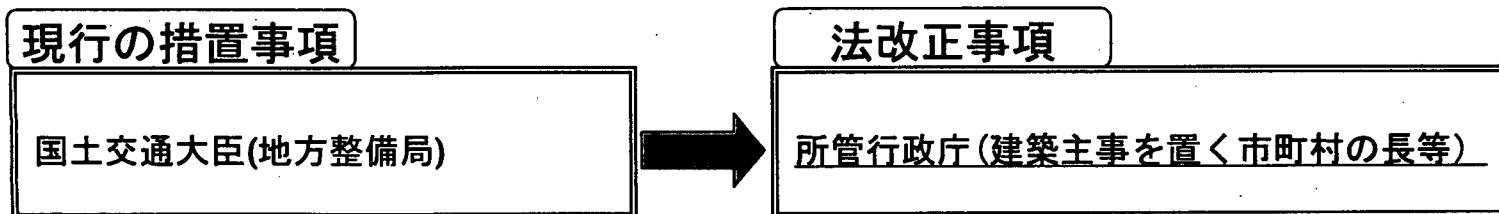
建築物に係る措置の法改正事項

1. 特定建築物の省エネルギー措置の届出の義務付けの創設



省エネルギー措置：建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止のための措置及び空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

2. 指導及び助言等に関する権限の委譲



建築主事：建築基準法に基づき建築物の建築確認・検査に関する事務を行う行政機関